

# 羽田の防災まちづくりの会 会則

(名称)

第1条 この会は、羽田の防災まちづくりの会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、羽田地区を誰もが安心して住み続けられるまちにするため、区と住民が協働して防災まちづくりを進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 住民の意見を反映したまちづくり構想の検討・立案。
- (2) 住民に周知を図るための広報活動。
- (3) まちづくりを推進するための調査、研究、学習活動。
- (4) まちづくりに関する町会等関係団体との調整。
- (5) まちづくりを進めるための大田区等関係機関への提言。
- (6) その他まちづくりに関して必要なこと。

(本会の会員)

第4条 本会は、次に掲げる者を会員として構成する。

- (1) 別表に定める各団体から推薦を受けた者
  - (2) 本地区に居住する者、土地・建物を所有する者、業を営む者等で参加の意思を表明し、会において承認された者
- 2 本会の会員は、円滑に会を運営するため、この会則および本会の決定事項を誠実に遵守しなければならない。

(運営組織)

第5条 本会会員の中から互選により運営委員を定め、運営委員会を構成する。

- 2 本会の運営について必要な事項は、運営委員会において定める。

(会議運営等)

第6条 本会が開催する会議等については、次のとおりとする。

- (1) 会議等は原則として公開とし、また、本会の承認を得た者は意見を述べることができる。
- (2) 会議等において必要であると認められる場合は、区及び関係機関等の出席

やその所有する資料の提供等を求めることができる。

- (3) 会議等において検討された事項は、必要に応じて、随時住民に知らせ、意見を求めるものとする。

(部会等)

第7条 本会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、大田区まちづくり推進部都市開発課に置く。

- 2 事務局は、本会運営及び第2条の目的を達成するための協力・支援を行う。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、本会で協議する。

- 2 この会則は、本会の承認を得て改正することができる。

附則

- 1 この会則は、平成23年5月23日から施行する。
- 2 この会則にいう羽田地区とは、別添図に示す区域とする。

附則

- 1 この会則は、平成26年6月27日から施行する。

別表（第4条関係）

会員の選出団体

羽田大鳥居町会

羽田西町町会

羽田前河原町会

羽田横町町会

羽田稲荷前町会

仲羽田町会

羽田旭町町会

羽田仲七町会

羽田下仲町会

羽田上東町会

羽田仲東町会

羽田大東町会

羽田商店街振興組合

穴守ふれあい通りサンサン会

羽田地区民生委員児童委員協議会

青少年対策羽田地区委員会

地域情報誌（はばたき20）編集委員会

（順不同）

別添図

羽田地区 区域図

